

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「、居住制限区域及び避難指示解除準備区域」を削り、「平成29年度から平成31年度まで」を「令和3年度」に、「平成29年度分から平成31年度分」を「平成30年度分から令和3年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、同項第2号中「並びに」を「、」に改め、「居住制限区域及び避難指示解除準備区域」の次に「並びに令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域」を加え、「平成29年度分から令和2年度分」を「平成30年度分から令和3年度分」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「令和2年度分であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「平成30年度分及び令和元年度分であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額並びに令和2年度分であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、同号を同項第3号とする。

附則第4項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第5項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以降となった場合におけるその同年1月分以前の国民健康保険税を除く。」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。